

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書の提出について

1 提出方法

- ・ 郵送

2 提出物

- ・ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書

※計画書の内容を証明する資料の添付不要

ただし、内容を証明する資料は適切に保管し、本県が求めた場合には速やかに提出をお願いします。

3 提出先

サービス名（介護予防サービス含む）	提出先※
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型を除く）、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）	事業所、施設の所在地を管轄する健康福祉事務所（南部管内は医療福祉推進課）
介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護を含む）、介護療養型医療施設（併設短期入所療養介護を含む）、介護医療院（併設短期入所療養介護を含む）	医療福祉推進課

提出先	住所
滋賀県医療福祉推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
甲賀健康福祉事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
東近江健康福祉事務所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22
湖東健康福祉事務所	〒522-0039 彦根市和田町41
湖北健康福祉事務所	〒524-0033 長浜市平方町1152-2
高島健康福祉事務所	〒520-1621 高島市今津町今津448番地45

※大津市所在の事業所、施設および市町指定サービスについては、指定等を受けている市町へ提出が必要です。

なお、市町への提出方法等については各市町にご確認をお願いします。